

民生専門部会協議内容一覧

佐久市 臼田町 浅科村 望月町 合併協議会

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
1	16	020201010101	住民	住民基本台帳等諸証明手数料	9	4市町村とも徴収しているが、一部の手数料について金額等に差異がある。	合併時、現行の手数料を基本とし、差異のあるものについては、統一した基準を設け実施する。	1.住民基本台帳証明手数料については、従来から市町村間の統一が図られていたため、大きな差異はない。 2.身分証明書の交付、住民票の閲覧、印鑑登録証の再交付については、市町村間で手数料額に差異があり、出生・死亡に関する証明、印鑑登録証交付及び再交付、埋火葬許可、埋火葬証明、自動車臨時運行許可審査については、未徴収市町村があるが、これらについては、佐久市の例を基本に統一する。 【附票参照P7】
2	28-2	010201010203	住民	戸籍電算処理	10	浅科村 望月町が戸籍電算処理を実施している。	合併前に戸籍電算化未実施市町(佐久市・臼田町)において統合可能なシステムにより電算化を実施し、合併と同時にシステムの統合を行う	1.紙戸籍のまま合併に伴う戸籍表示の変更 付票の住所変更等を行うためには、戸籍業務経験者による膨大な量の作業が必要となり、これを合併直前の数日間で行うことは、事実上不可能である。また、合併後に、地域ごとに紙戸籍による処理と電算化戸籍処理とを併在させて運用することは事務手続きの極端な複雑化と窓口の事務の混乱をもたらす、住民サービスの低下を招く恐れがある。このため、合併前に佐久市・臼田町において電算化を実施し、合併プログラムを用いた電算処理による合併のための作業を行い、合併と同時にシステムの統合を行うこととする。 2.電算化にあたっては、合併によるシステムの統合を前提とするものであることから、業者を同一のものとする必要がある。 3.業者選定にあたっては、住基電算処理システムを担当する業者と同一のものとするのが適当である。
3	28-2	010201030302	住民	高齢健康優良者表彰	11	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例により新市において実施する	健康優良(無診療)者による医療費削減の貢献は多大であり、健康で過ごしたことを祝い激励することは必要であるため新市において実施する。 1.表彰の対象者 次の要件を満たす者 老人保健医療受給者・前年無診療の者・介護保険給付サービス利用者及び社会福祉施設入所者でない者 2.表彰の方法 表彰状と記念品を交付 3.表彰の時期 毎年10月から11月の間 4.その他 健康管理のため、健康診査の受診勧奨もあわせて行う

4	28- 2	010201030401	住民	低所得世帯医療資金	12	佐久市が単独で実施している。	合併時、低所得世帯医療資金貸付事業を新市において実施する。	高齢者の増加や経済状況等により 医療費の支払いが困難なケースが想定されるため、新市においても実施する。 1.貸与対象者 市民税均等割世帯に属する者で次の要件を満たす者 (1)市内に6ヶ月以上住所を有すること。(2)医療費を一時に支出することが困難な者。(3)他から医療費の貸与若しくは給付を受けることができない者。 2.貸与対象医療費 医療費給付額の額 3.貸与利率 無利子
5	9	010202010301	国民健康保険	国民健康保険税の賦課	13	4市町村とも実施しているが、税率・納期に差異がある。	合併時、佐久市の例による。なお、新市において速やかに税率の見直しを行う	1.納期、具体的な手順、様式等については、佐久市の例を基本に統一する。 2.根拠 制度改正に伴う保険給付の伸びが見込めないため、「国保に要する費用」(歳出)の額の算定が、現時点では困難である。 新市における住民の負担は、「一体性確保の原則」や「負担公平の原則」から見て、均一である方が望ましい。 【附票参照P8】
6	17	030202010105	国民健康保険	葬祭費(国保事業)	14	4市町村とも実施しているが、支給金額に差がある。	合併時、支給金額を30,000円に統一する。	1.概要 被保険者が死亡したとき、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費を支給する。 2.対象者 死亡した被保険者の葬祭を行う者
7	17	030202010106	国民健康保険	任意給付金(国保事業)	15	臼田町・浅科村が実施しているが、給付対象に差異がある。	合併時、被保険者が結核予防法第34条または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条の規定による医療を受けたときに当該被保険者が負担する額を支給する。	給付対象医療・対象者は浅科村の例に統一する。 給付額結核予防法、または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による自己負担額(医療費の5%)を給付する。 *残りの95%は法律に基づく公費負担
8	17	030202010202	国民健康保険	人間ドック受診者補助金(国保事業)	16	佐久市・浅科村・望月町で実施しているが、補助対象者・補助金額に差異がある。	合併時、補助金額を日帰り15,000円・泊2日25,000円に統一して新市において実施する。また、補助対象者の年齢制限は廃止する	1.概要 生活習慣病等の早期発見、早期治療のため、人間ドック受診者に補助金を交付する。 2.対象者 国民健康保険加入者で国保税を完納している者。ただし、同様の検診事業の補助対象者は除く。補助の回数は、同一人に対し、年1回を限度とする。 3.その他 年齢制限については、早期発見・早期治療により医療費を軽減できるため廃止する。
9	25	040202010101	国民健康保険	国民健康保険運営協議会	17	4市町村とも同様に設置している。	合併時、新市において国民健康保険法の規定により設置する。	国民健康保険法の規定により市町村に設置が義務づけられているため、合併時、新市において設置する。 委員数及び委員報酬は、非常勤特別職等の協議の扱いによる。
10	28- 2	010202010104	国民健康保険	国民健康保険高額医療費資金貸付事業	18	佐久市・臼田町・浅科村が実施しているが、対象者に差異がある。なお、佐久市・浅科村は貸付基金を設置している。	合併時、貸与対象を国民健康保険加入者の高額療養費の支給に係わる者とし、貸付額を高額療養費支給見込みの100分の90に相当する金額として実施する。	1.概要 国民健康保険加入者が高額療養費の支給に係わる療養に要するために必要な資金の貸し付け。 2.貸与対象者 佐久市・浅科村の例による。 3.基金の扱いについては、国保会計内で対応できることから廃止する。

11	28-2	010202010201	国民健康保険	疾病予防事業(国保事業)	19	臼田町が単独で実施している。	臼田町が実施している町民健診事業は廃止のうえ、新市において誕生月健診や国保加入者の人間ドック助成事業を実施することで対応するため、合併時廃止する。	
12	28-2	010202010202	国民健康保険	出産資金貸付事業(国保事業)	20	佐久市・臼田町・浅科村が実施しているが、貸付額に差異がある。 また、浅科村は貸付基金を設置している。	合併時、貸付額を出産育児一時金の80%(240,000円以内)に統一する。	1.概要 国民健康保険の被保険者で出産育児一時金の支給を受けることが見込まれている者で、国保税完納者に対して行う 2.貸付時期 出産予定日まで1ヶ月以内 出産後、医療機関等から費用の請求があった場合又は、支払った場合 3.その他 基金については、県下でも基金を設置している例が少なく国民健康保険の特別会計内で対応できることから廃止する。
13	28-2	010202010203	国民健康保険	健康優良家庭表彰(国保事業)	21	佐久市が単独で実施している。	共済組合等他の健康保険制度においても同様の事業は廃止の方向にあることを踏まえ、新市として早期発見・早期治療の観点から、国保事業を推進するため、合併時廃止する。	
14	16	020203010101	生活環境	狂犬病予防事業手数料	22	4市町村が同様に実施しており問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
15	16	020203010202	生活環境	一般廃棄物処理業許可申請手数料	23	佐久市・臼田町・望月町が手数料を徴収しているが、料金に差異がある。	合併時、1申請5,000円に統一して実施する。	更新・許可変更・再交付の区分を設けず、一律5,000円とする。
16	16	020203010301	生活環境	福祉会館使用料	24	佐久市が単独で手数料を徴収している。	合併時、現行どおりとする。	
17	17	030203010203	生活環境	交通災害共済児童加入負担金	25	佐久市・臼田町・浅科村が実施しているが、負担金額(補助金額)に差異がある。	合併時、市内在住の3歳以上15歳未満の者の長野県民交通災害共済加入金額を新市が負担する。	合併時、県下の市で構成する長野県民交通災害共済に加入することとし、佐久市の例により交通災害共済加入金を全額負担する。
18	17	030203010307	生活環境	連合衛生委員会補助金	26	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。なお、佐久市環境浄化活動補助金・臼田町環境衛生組合連合会補助金についても、合併時、連合衛生補助金に統一する	新市において、新たな補助金交付要綱を策定し補助金の内訳は、役員手当地区衛生委員会の活動費及び環境浄化活動費等とする。 役員手当、委員長活動費については、佐久市連合衛生委員会会計処理規程を準用する。 環境浄化活動費の算出に当たっては、世帯数割に地区の世帯数に応じた加算額を加えることとし、単価は佐久市の例を基本に調整する。
19	17	030203010308	生活環境	環境浄化活動補助金	27	佐久市が単独で実施している。	合併時、連合衛生委員会補助金に統合するため廃止する。	
20	17	030203010311	生活環境	環境衛生組合連合会補助金	28	臼田町が単独で実施している。	合併時、連合衛生委員会補助金に統合するため廃止する。	
21	17	030203010312	生活環境	馬坂・広川原地区環境衛生補助金	29	臼田町が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	新市による家庭ごみ収集や回収が困難な遠隔地域である両地区に対して、地区住民自身による家庭ごみの収集と処理場までの運搬に係わる経費を補助するものであり、新市においても現行どおり実施する。

22	17	030203010313	生活環境	集団資源回収補助金	30	浅科村が単独で実施している。	資源ごみ回収は、既に分別収集により徹底されており、住民のリサイクルに対する意識も浸透しているため、合併時廃止する。なお、新市においては、PTA等各種団体による独自実施とする。	
23	17	030203010316	生活環境	一斉清掃交付金	31	浅科村が単独で交付金を交付している。	合併時、連合衛生委員会補助金に統合するため廃止する。	
24	20	050203010101	生活環境	東信地区交通災害共済組合	32	臼田町・浅科村・望月町が加入している。	新市において、長野県民交通災害共済に加入するため、合併時脱退する。	
25	22	010203020301	生活環境	簡易給水施設	33	臼田町が単独で設置し、給水事業を行なっている。	合併時、現行どおりとする	
26	22	030203020803	生活環境	佐久水道水源補償交付金	34	浅科村が単独で実施している。	飲料水については、佐久水道による普及が図られており、井戸水の水源補償という目的で、地区に交付金を交付する必要性が薄れてきたため、合併時廃止する。	
27	22	050203020301	生活環境	佐久圏域水道水質検査協議会	35	4市町村とも同様に加入しているため問題なし。	合併時、新市において加入する。	新設合併であるため、合併と同時に旧市町村の法人格が消滅することから、一部事務組合からの脱退の手続きが必要となる。ただし、新市においても、処理業務を引き続き当該一部事務組合に於いて共同で行う必要があることから、合併時、改めて加入の手続きを行う
28	25	040203010301	生活環境	衛生委員会	36	4市町村とも類似の委員会を設置しているが、組織・活動状況に差異がある。	合併時、新市において佐久市連合衛生委員会・臼田町環境衛生組合連合会・浅科村環境衛生推進委員会・望月町環境衛生推進員を統合のうえ、新たな連合衛生委員会として組織を設置する。	組織、活動状況については、佐久市の例を基本に統一する。 委員の報酬については、佐久市連合衛生委員会会計処理規程による報酬・役員手当を準用する。
29	25	040203010303	生活環境	環境審議会	37	佐久市・臼田町が同様に設置している。	合併時、新市において現行の組織を基本に新たに設置する。なお、同時に浅科村自然環境保護審議会・浅科村公害対策審議会・望月町公害防止監視委員会についても、環境審議会に統合する。	委員数及び委員報酬については、非常勤特別職等の協議の扱いによる。
30	25	040203010306	生活環境	自然環境保護審議会	38	浅科村が単独で設置している。	合併時、環境審議会に統合した新たな組織で対応するため廃止とする。	
31	25	040203010401	生活環境	公害対策審議会	39	浅科村・望月町が設置している。	合併時、環境審議会に統合した新たな組織で対応するため廃止とする。	
32	28-2	010203010201	生活環境	交通安全計画	40	新市において策定する必要がある。	現行の各市町村の交通安全計画の内容の統一を図り、新市において新たに策定する。	交通安全対策基本法及び、県の交通安全対策基本計画に基づいて策定されるものであるため、新市に移行した平成17年度中に新市の交通実態に合わせた交通安全計画を策定する。
33	28-2	010203010203	生活環境	交通安全対策協議会	41	4市町村とも条例及び要綱に基づき、同様に設置しているため問題なし。	合併時、新市において設置する。	交通安全対策協議会は、新市の交通安全対策を推進するうえで不可欠な組織であることから、合併時、新市の交通実態を踏まえ、委員数及び委員構成等を統一のうえ設置する。 委員数及び報酬額は、非常勤特別職等の協議の取扱いによる。

34	28-2	010203010204	生活環境	交通指導員	42	佐久市 浅科村で設置しているが、指導員数、構成に差異がある。	合併時、新市において組織を統一して設置する。	交通指導員数及び指導員報酬は非常勤特別報酬等の協議の取扱いによる。
35	28-2	010203010209	生活環境	新入園児 新入学児童への交通安全用具配布	43	佐久市 臼田町 浅科村で実施しているが、配布対象者、配布時期、配布する安全用具に差異がある。	合併時、配布対象者を小学校への新入学児童とし、配布物もヘルメットに統一する。	
36	28-2	010203010304	生活環境	身近な生きもの生息分布調査	44	佐久市が単独で実施している。	合併時、調査区域を新市の区域に拡大し実施する。	
37	28-2	010203010305	生活環境	動物愛護フェスティバル	45	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	
38	28-2	010203010309	生活環境	霊園管理	46	臼田町が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	
39	28-2	010203010401	生活環境	環境基本計画	47	佐久市が単独で実施している。	新市において策定する必要があることから、現行の佐久市環境基本計画を基本に、新市において策定する。	
40	28-2	010203010404	生活環境	公害防止条例に基づく指定事業届出	48	4市町村とも実施しているが、指定事業の有無及び届出受理後の対応に差異がある。	合併時、佐久市の例による。なお、指定業種については、現行のものを基本に統一する	公害の発生の恐れのある事業を行う場合、及び公害の発生の恐れのある施設を設置する場合には、その30日前までに届けることを義務化する 佐久市公害防止条例に定める指定業種を基本に、他町村の現状を踏まえ、指定業種の統合を図る。
41	28-2	010203010601	生活環境	一般廃棄物処理計画	49	4市町村が策定しているが、内容に差異がある。	新市においての計画を策定する必要があることから、現行の廃棄物処理計画を基本に、新市において速やかに策定する。	
42	28-2	010203010603	生活環境	一般廃棄物処理業許可	50	佐久市 臼田町は、一般廃棄物収集運搬業者と一般廃棄物処分業者の許可を行なっているが、浅科村 望月町は、一般廃棄物収集運搬業者のみの許可を行なっている。	合併時、新市において一般廃棄物収集運搬業者と一般廃棄物処分業者の許可を行なう	許可の取扱い等の方法は佐久市の例による。
43	9	010204010106	人権同和	固定資産税の減免	51	4市町村で実施しているが内容に差異がある。	4市町村とも、既に廃止若しくは廃止予定の事業であり 同和対策事業の見直しが順次成されている状況にあるため、合併時廃止する。	
44	9	010204010107	人権同和	個人市町村民税の減免	52	浅科村が単独で実施している。	浅科村においては廃止予定の事業であり 同和対策事業の見直しが順次成されている状況にあるため、固定資産税の減免とあわせ、合併時廃止する。	
45	16	020204010101	人権同和	隣保館使用料	53	佐久市 望月町が使用料を設定しているが、使用料の徴収基準に差異がある。	合併時、新たな基準を設け料金を設定する。	使用料の設定にあたっては、社会教育施設の使用料に準じ基準となる1時間あたりの平米単価を統一する。開館時間及び閉館時間については、地域の実情の合わせた時間帯で設定する。
46	16	020204010201	人権同和	同和対策集会所等使用料	54	臼田町 望月町が使用料を設定しているが、使用料の徴収基準に差異がある。	同和教育集会所の設置の目的や使用状況を踏まえ、合併時使用料を廃止する。	
47	17	030204010106	人権同和	部落解放運動団体活動補助金	55	4市町村とも実施しているが、補助金額及び交付対象団体に差異がある。	合併時、新市の部落解放運動団体の設置状況を踏まえ、補助金交付基準の統一を図る	補助金の主旨、現行の内容を踏まえ、運動団体と調整のうえ、予算の範囲内で対応する。
48	17	030204010108	人権同和	解放年金	56	1. 4市町村でそれぞれ交付要綱に基づき実施しているが、交付方法 交付内容に差がある。 2. 4市町村とも廃止の方向にあるが、廃止時期を調整する必要がある。	4市町村ともに廃止予定の事業であり 同和対策事業の見直しが順次成されている状況にあるため、合併時廃止する。	

49	17	030204010110	人権同和	同和地区人間ドック補助金	57	浅科村が単独で実施している。	新市が実施する健診等の保健事業を活用するため、合併時、補助金を廃止する	
50	17	030204010311	人権同和	同和地区児童生徒入学支度金	58	臼田町 浅科村が実施している。	佐久市 望月町においては、既に廃止されている事業であり 臼田町 浅科村においても 同和対策事業の個人給付の見直しが順次なされている状況にあるため、合併時廃止とする	
51	17	030204010312	人権同和	同和地区児童生徒奨学金	59	浅科村 望月町が給付しているが、支給金額、支給対象者、支給基準に差異がある。	新市の教育委員会が実施する奨学資金貸付事業を活用するため、合併時廃止する。ただし、合併日の前日に在学中の者で給付を受けている者については、その在学期間に限り 経過措置として従前どおり支給する。	平成 14年 3月末日をもって 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地对財特法）」が失効したが、教育や就労における格差是正などは、その解決のため、長野県部落解放審議会の答申に沿い、一般対策に工夫を加えた対応を行う
52	25	040204010101	人権同和	部落差別撤廃人権擁護審議会	60	4市町村とも同様に設置しているため問題なし。	合併時、新市において現行の組織を基本に新たに設置する。	委員数及び委員報酬については、非常勤特別職等の協議の扱いによる。 委員構成や具体的な運営方法については、佐久市の例を基本に統一する。
53	25	040204010201	人権同和	隣保館運営審議会	61	佐久市 浅科村 望月町が設置している。	合併時、新市において現行の組織を基本に新たに設置する。	委員数及び委員報酬については、非常勤特別職等の協議の扱いによる。 委員構成や具体的な運営方法については、佐久市の例を基本に統一する。
54	25	040204010202	人権同和	隣保館運営委員会	62	浅科村 望月町が設置している。	合併時、新市において各隣保館を単位に設置する。	隣保館活動は、地域住民の協力がなければ、隣保館事業の趣旨の添った活動は不可能であり 地域ニーズを把握し、地域と提携した活動を展開していく必要がある。 運営委員の構成、人員等については、地域の特性に配慮し、浅科村の例を基本に統一する。
55	25	040204010301	人権同和	人権同和教育推進協議会	63	4市町村とも同様に設置しているため問題なし。	合併時、新市において現行の組織を基本に新たに設置する。	委員数及び委員報酬については、非常勤特別職等の協議の扱いによる。 委員構成や具体的な運営方法については、佐久市の例を基本に統一する。
56	25	040204010302	人権同和	人権同和教育推進員	64	佐久市 望月町が設置している。	合併時、新市において設置する。	報酬については、非常勤特別職の協議の扱いによる。 推進員の数は、旧々町村（昭和の大合併以前前の町村）あたり1名を基本に、26名以内で調整する。 佐久市：15名（岩村田 小田井 平根 中佐都 高瀬 野沢 桜井 岸野 前山 大沢 中込 平賀 内山 三井 志賀） 臼田町：4名（臼田 田口 切原 青沼） 浅科村：3名（中津 五郎兵衛新田 南御牧） 望月町：4名（協和 春日 布施 本牧） 具体的な運営方法については、佐久市の例を基本に統一する。
57	26	040204010303	人権同和	同和対策集会所等運営委員会	65	佐久市 臼田町 望月町が設置している。	合併時、新市において設置する。必要に応じ、集会所ごとに委員会を設置することも可能とする。	委員構成や具体的な運営方法については、佐久市の例を基本に統一する。
58	28 - 2	010204010412	人権同和	財団法人信州農村開発史研究所事務	66	浅科村が単独で実施している。	合併時、現行どおりとするが、新市において研究所の自立に向けた支援のあり方を検討する。	
59	28 - 2	010204010413	人権同和	人権対策推進本部	67	4市町村とも設置しているが、組織体制と実施体制に差異がある。	合併時、新市において現行の組織を基本に新たに設置する。	本部体制 事業内容は浅科村の例を基本に統一する。

各市町村の現況については、添付した現況調書に記載されている。